

松前町新ビジネス定着促進給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防と経済活動の両立を図ることが必要なことから、非対面・非接触型ビジネスの導入、デジタルシフト又は国の規制緩和に伴う新ビジネスの導入を行い、その定着化を図ろうとする事業者に給付金を支給します。【申請期限：令和2年12月28日（月）まで】

給付対象者

※本給付金は愛媛県の新ビジネス定着促進給付金に上乗せに支給する給付金になりますので、まずは県の給付金の申請を行い、給付決定を受けて下さい。

その他、以下のすべての要件に該当する事業者に対して、給付金を支給します。

- ①事業者の区分に応じて、それぞれに定める要件を満たすこと
法人：町内に置く営業所において新ビジネスの定着化に取り組んでいること
個人：町内に置く営業所において新ビジネスの定着化に取り組んでいること、又は町内に住所を有していること
- ②給付金の支給を受けようとする新ビジネスの定着化に対して、松前町地域産業力強化支援事業補助金の交付を受けていないこと
- ③他の市町から給付金と同種の補助を受けていないこと
- ④町税などを滞納していないこと

必要書類

申請には以下の書類が必要です。

- ①新ビジネス定着促進給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）
 - ②愛媛県の新ビジネス定着促進給付金の支給決定通知書の写し
 - ③新ビジネスの定着化についての申請内容が分かる書類（愛媛県に提出した申請書類など）
 - ④口座振替依頼書（当町に口座登録がある場合は不要）
- ※なお、新ビジネスの定着化に取り組んでいる事業所地の確認など、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

給付金額

10万円（1事業者あたり1回限り。定額の給付です。）

対象事例

※以下のような取組が給付金の対象になりますので、愛媛県への申請を行い、給付決定を受けて下さい。【県の申請期限：令和2年9月30日（水）まで】

デジタルシフト	非対面 (人)	<ul style="list-style-type: none">・学習塾・音楽教室などのオンライン授業・スポーツイベント・音楽ライブの配信・冠婚葬祭などのオンライン配信・WEB商談会やバーチャル展示会への参加・チャットポッド、AIを活用した受付業務の自動化 など
	非接触 (モノ)	<ul style="list-style-type: none">・ネット販売の導入・テイクアウト・デリバリー用の受注・配送システムの導入・非接触型オーダーシステムの導入・電子決済システム（クレジットカード、電子マネー決済など）の導入・セルフレジの導入・顔認証技術を活用したホテルのスマートチェックイン など
規制緩和に伴う新たな取組み		<ul style="list-style-type: none">・期限付酒類免許による酒類テイクアウト・タクシー宅配特例を活用した配送システム

【お問い合わせ】

松前町産業建設部産業課商工水産観光係 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地
TEL：089-985-4120 FAX：089-985-4148 E-mail：212syoko@town.masaki.ehime.jp